第1編総論

	第1章	市の責務、計画の位置づけ、構成等	2
	第2章	国民保護措置に関する基本方針	4
第1編 総 論	第3章	関係機関の事務又は業務の大綱等	6
	第4章	市の地域特性	13
	第5章	市国民保護計画が対象とする事態	18
	第1章	組織・体制の整備等	
	第2章	避難及び救援に関する平素からの備え	
第2編	第3章	避難行動要支援者支援に関する平素からの備え	
平素からの備えや予防	第4章	生活関連等施設の把握等	
	第5章	物資及び資材の備蓄、整備	
	第6章	国民保護に関する啓発	
	第1章	初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	
	第2章	市対策本部の設置等	
	第3章	関係機関相互の連携	
	第4章	警報及び避難の指示等	
一 0 纪	第5章	救援	
第3編	第6章	安否情報の収集・提供	
武力攻撃事態等への対処	第7章	武力攻撃災害への対処	
	第8章	被災情報の収集及び報告	
	第9章	保健衛生の確保その他の措置	
	第 10 章	国民生活の安定に関する措置	
	第 11 章	特殊標章等の交付及び管理	
	第1章	応急の復旧	
第4編 復旧等	第2章	武力攻撃災害の復旧	
	第3章	国民保護措置に要した費用の支弁等	
第5編 緊急対処事態への対処	第1章	対象とする緊急対処事態及びその対処	

第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等

市(市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。)は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ

(1) 市の責務 「法第3条]

市は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。)その他の法令、国民の保護に関する基本指針(以下「基本指針」という。)及び愛媛県の国民の保護に関する計画(以下「県国民保護計画」という。)を踏まえ、西条市の国民の保護に関する計画(以下「市国民保護計画」という。)に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置(以下「国民保護措置」という。)を的確かつ迅速に実施し、市内において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 市国民保護計画の位置づけ

「法第35条]

市は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条の規定に基づき、市国民保護計画を 作成する。

(3) 市国民保護計画に定める事項

[法第35条]

市国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる次の事項について定める。

- ア 市の区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項
- イ 市が実施する国民保護措置に関する事項
- ウ 国民保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
- エ 国民保護措置を実施するための体制に関する事項
- オ 国民保護措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
- カ 市の区域に係る国民保護措置に関し市長が必要と認める事項

2 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

第1編 総論

第2編 平素からの備えや予防

第3編 武力攻撃事態等への対処

第4編 復旧等

第5編 緊急対処事態への対処 資料編

3 市国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置についての検証に基づき、 必要に応じて行われる基本指針の変更、国民保護措置に係る研究成果や新たなシステム の構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、 不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、西条市国民保護協議会(以下「市国民保護協議会」という。)の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 市国民保護計画の変更手続

「法第39条]

市国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、愛媛県知事(以下「知事」という。)に協議し、西条市議会(以下「市議会」という。)に報告し、公表するものとする(ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成16年政令第275号。以下「国民保護法施行令」という。)で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。)。

4 市国民保護計画の作成上の留意点

市国民保護計画については、県国民保護計画に基づき作成するものとし、計画の作成に当たっては、国の基本指針も踏まえるものとする。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

(1) 基本的人権の尊重

[法第5条]

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を 尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は 必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済

[法第6条]

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 住民に対する情報提供

「法第8条]

市は、武力攻撃事態等においては、住民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、県、近隣市町並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) **住民の協力** [法第4条]

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、 住民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、住民は、その自 発的な意思により、必要な協力をするよう努める。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実強化・活性化、ボランティアへの支援に 努める。

(6) 高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等(以下「要配慮者」という。)への配 慮及び国際人道法の的確な実施

[法第9条]

市は、国民保護措置の実施に当たっては、要配慮者の保護について留意する。 また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用 される国際人道法の的確な実施を確保する。

(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

[法第7条]

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

[法第22条]

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。 また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の 確保に十分に配慮する。

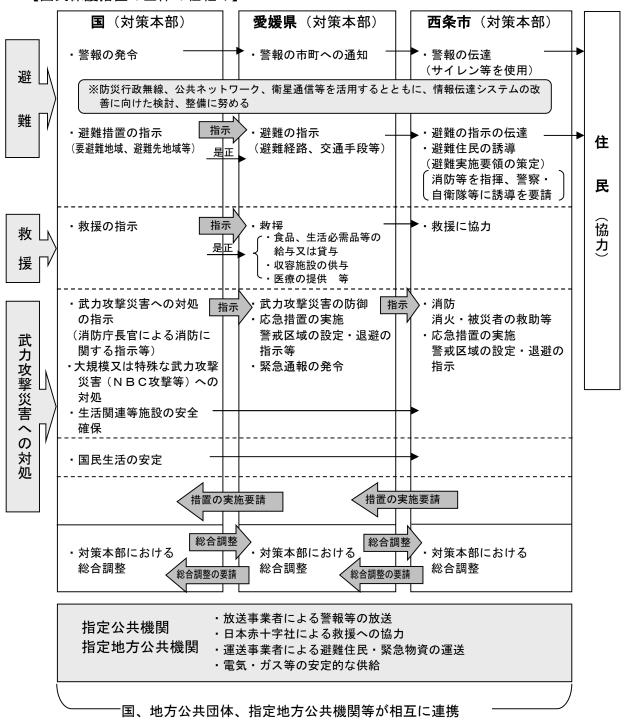
(9) 市地域防災計画等の活用

市は、国民保護措置が西条市地域防災計画(風水害等対策編、地震災害対策編、津波災害対策編)(以下「市地域防災計画」という。)における自然災害等への対応と共通した事項が多いことから、これらの計画に基づく取組を活用するよう努める。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

【国民保護措置の全体の仕組み】



1 関係機関の事務又は業務の大綱

国民保護措置について、県、市、指定地方行政機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、おおむね次に掲げる業務を処理する。

市の事務又は業務の大綱

機関の名称	事務又は業務の大綱
市	1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整、その他住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供、その他避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集、その他武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給、その他国民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

県の事務又は業務の大綱

WHEE TO BE AT	±74 → 1 44 74 o 1 44
機関の名称	事務又は業務の大綱
県	1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の通知 6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、県の区域を越える住民の避難に関する措置、その他住民の避難に関する措置の実施 7 救援の実施、安否情報の収集及び提供、その他避難住民等の救援に関する措置の実施 8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集、その他武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 9 生活関連物資等の価格安定等のための措置、その他の国民生活の安定に関する措置の実施 10 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施
県警察本部	11 各種情報の収集分析 12 交通規制 13 犯罪の予防・社会秩序の維持 14 住民の避難誘導

指定地方行政機関の事務又は業務の大綱

機関の名称	事務又は業務の大綱
中国四国管区警察局	1 管区内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整
	2他管区警察局との連携
	3 管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡
	4 警察通信の確保及び統制
中国四国防衛局	1 所管財産(周辺財産)の使用に関する連絡調整
四国総合通信局	1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整
	2 電波の監督管理、監視並びに無線施設の設置及び使用の規律
	3非常事態における重要通信の確保
	4 非常通信協議会の指導育成
	5被災地域における電気通信、放送施設等の被害状況の把握
四国財務局	1 地方公共団体に対する災害融資
(松山財務事務所)	2 金融機関に対する緊急措置の指示
	3普通財産の無償貸付
	4被災施設復旧事業費の査定の立会
神戸税関	1輸入物資の通関手続
(松山税関支署、今治税	
関支署、新居浜税関支	
署)	
中国四国厚生局	1 救援等に係る情報の収集及び提供
(四国厚生支局)	
愛媛労働局	1被災者の雇用対策
	2事業者に対し、二次的災害防止のための指導・監督
	3事業場における労働災害発生状況の把握
	4被災事業所用救急薬品の確保等援助措置
中国四国農政局	1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保
(愛媛県拠点)	2農業関連施設の応急復旧
四国森林管理局	1 武力攻撃災害対策用復旧用資材(国有林材)の調達・供給
(愛媛森林管理署)	
四国経済産業局	1 救援物資の円滑な供給の確保
	2 商工鉱業事業者の業務の正常な運営確保
	3被災中小企業の振興
中国四国産業保安監督 部	1 電気事業に関する復旧促進
中国四国産業保安監督	1 電気、ガス事業に関する災害復旧、二次災害防止のための指導・監
部四国支部	督
	2鉱山における災害復旧、二次災害防止のための指導・監督
	3 危険物等の保全

機関の名称	事務又は業務の大綱
四国地方整備局	1被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧
(松山河川国道事務所、	2港湾施設の使用に関する連絡調整
大洲河川国道事務所、松	3 港湾施設の応急復旧
山港湾・空港整備事務	4 応急復旧用資機材の備蓄の推進
,,	5 関係機関との連携による応急対策の実施
所、山鳥坂ダム工事事務	6 路上障害物の除去等による緊急輸送路の確保
所、野村ダム管理所)	7緊急輸送を確保するために必要な港湾等の計画的整備
四国運輸局	1 運送事業者への連絡調整及び輸送のあっせん
(愛媛運輸支局)	2運送施設及び車両の安全確保
大阪航空局	1飛行場使用に関する連絡調整
(松山空港事務所)	2 航空機の航行の安全確保
	3被災時における人員、応急物資の空輸の利便確保
大阪管区気象台	1 気象状況の把握及び情報の提供
(松山地方気象台)	
第六管区海上保安本部	1船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達
(松山海上保安部、今治	2海上における避難住民の誘導、秩序維持及び安全確保
海上保安部、宇和島海上	3生活関連等施設の安全確保に係る立入制限区域の指定等
保安部、新居浜海上保安	4海上における警戒区域の設定等及び退避の指示
署)	5海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動その他武力攻
	撃災害への対処に関する措置

自衛隊の事務及び業務の大綱

機関の名称	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊	1 武力攻撃事態等における侵害の排除
(中部方面総監部)	2武力攻撃事態等における国民保護措置の実施及び関係機関が実施
海上自衛隊	する国民保護措置の支援等
(呉地方総監部)	
航空自衛隊	
(西部航空方面隊司令	
部()	

指定公共機関の事務及び業務の大綱

機関の名称	事務又は業務の大綱
独立行政法人国立病院機構	1医療の確保
(四国がんセンター、愛媛医療セ	
ンター)	
日本銀行	1銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節
(松山支店)	2銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の
	確保を通じた信用秩序の維持

機関の名称	事務又は業務の大綱
日本赤十字社	1 救援への協力
(愛媛県支部)	2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答
	3 応援救護班の派遣又は派遣準備
	4被災者に対する救援物資の配給
	5血液製剤等の確保及び供給のための措置
	6赤十字奉仕団等に対する救急法等講習の指導
日本放送協会	1 警報及び避難の指示 (警報の解除及び避難の指示の解除を
(松山放送局)	含む。)の内容並びに緊急通報の内容の放送
日本郵便株式会社(四国支社)	1郵便の確保
	2 郵便事業の運営
西日本高速道路	1 高速自動車国道・一般有料道路の改築、維持及び修繕
株式会社 (四国支社)	2 高速自動車国道・一般有料道路の管理及び災害復旧
四国旅客鉄道	1 避難住民及び緊急物資の運送
株式会社 (愛媛企画部)	2旅客及び貨物の運送の継続
日本貨物鉄道	3 鉄道施設等の保全
株式会社 (四国支店)	4被災時における旅客の安全確保
	5 復旧用資機材等の確保及び人員等の配備手配
西日本電信電話株式会社	1避難施設における電話その他通信設備の臨時設置におけ
(愛媛支店)	る協力
株式会社NTTドコモ(四国支	2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先
社)	的取扱い
KDDI株式会社	
(四国総支社)	
ソフトバンクモバイル株式会社	
(四国技術部)	
四国電力株式会社	1 電力施設等の保全
(伊方発電所、西条発電所、送配電	2 電力供給の確保
カンパニー松山支社、宇和島支	3被災施設の応急対策及び復旧資機材の確保
社、新居浜支社)	4 電力施設の武力攻撃災害予防措置及び広報の実施
電力広域的運営推進機関	1 電力供給の確保
電源開発株式会社	1電力施設の保全及び復旧
(西日本支店高松事務所)	

機関の名称	事務又は業務の大綱
ジェイアール四国バス株式	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送
会社	2旅客及び貨物の運送の継続
(松山支店)	
日本航空株式会社(松山支	
店)	
全日本空輸株式会社	
(松山支店)	
佐川急便株式会社	
(四国支店松山営業所)	
四国西濃運輸株式会社	
(松山支店)	
日本通運株式会社	
(松山支店)	
四国福山通運株式会社	
(松山東支店)	
ヤマト運輸株式会社	
(愛媛主管支店)	

指定地方公共機関の事務及び業務の大綱

機関の名称	事務又は業務の大綱
四国ガス株式会社	1ガス施設等の保全
(今治支店、松山支店、宇和	2ガス供給の確保
島支店)	
伊予鉄道株式会社	1 避難住民及び緊急物資の運送
	2旅客及び貨物の運送の継続
	3鉄道施設等の保全
	4被災時における旅客の安全確保
	5 復旧用資機材等の確保及び人員等の配備手配
一般社団法人愛媛県バス協会	1 避難住民及び緊急物資の運送
一般社団法人愛媛県トラック	2旅客及び貨物の運送の継続
協会	
石崎汽船株式会社	
一般社団法人愛媛県医師会	1 医療の確保
一般社団法人愛媛県薬剤師会	
公益社団法人愛媛県看護協会	
一般社団法人愛媛県歯科医師	1 検視時の協力
会	2 医療の確保
南海放送株式会社	1 警報及び避難の指示(警報の解除及び避難の指示の解除を含
株式会社テレビ愛媛	む。)の内容並びに緊急通報の内容の放送
株式会社あいテレビ	
株式会社愛媛朝日テレビ	
株式会社エフエム愛媛	

第1編総論

2 関係機関の連絡先

関係機関の連絡先を示す。なお、事態対策本部(以下「国の対策本部」という。)及び指定行政機関の対策本部等の連絡先等については、国の対策本部等が設置された時点で通知される。また、国の関係出先機関(指定地方行政機関・自衛隊等)の連絡先については、県国民保護計画とは別個に、一覧性を持った資料として保有しておくものとする。

資料1-1:指定地方行政機関

資料1-2:自衛隊

資料1-3:県及び県の主な出先機関

資料1-4:警察機関

資料1-5:指定公共機関

資料1-6:指定地方公共機関

資料1-7:県内市町

資料1-8:消防機関

資料1-9:市の主な出先機関

資料1-10:その他関係機関

資料1-11:市内の医療機関

資料1-12:市内の学校

第4章 市の地域特性

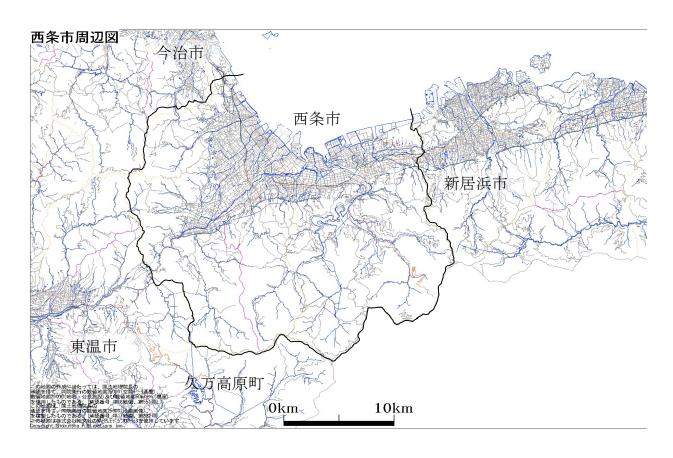
市は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等について記述する。

(1) 地形

本市は、県の東部に位置し、東は新居浜市、南は久万高原町、高知県吾川郡いの町、 西は東温市、北西は今治市とそれぞれ接している。

本市の面積は、 $509.98 \, \mathrm{k} \, \mathrm{m}^{2}$ で本県の全面積の約 $9 \, \%$ を占め、可住地は、そのうちの約 $30 \, \%$ に当たる $155.20 \, \mathrm{k} \, \mathrm{m}^{2}$ で、残りは、林野となっている。

北は、瀬戸内海燧灘に面し、南部一帯及び西部は、西日本の最高峰石鎚山を中心とする石鎚連峰を背景に急峻な山岳地帯で、それ以外の地域は、比較的緩やかな平坦部となっており、市街地が集積するとともに、県下有数の農業地帯を形成している。また、山岳部を源流とする中山川、加茂川等の主要な河川が市内を流れ、豊富な水資源を供給している。



(2) 気候

本市の気候は、瀬戸内地方特有の温暖な気候に恵まれ、年間平均気温は 16.0℃前後、 年間降雨量は1,500mm 程度である。

松山地方気象台の5カ年の風向を見ると、年間を通じて東から東南東と、西北西から 北西の風が多く、春と夏はこれらに加え南西から西南西の風が多くなっている。

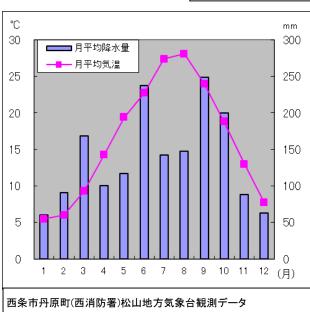
影響を与える季節風としては、冬季の大陸高気圧から吹き付ける北西風と、夏季の太平洋 高気圧から流れ込む南東風がある。

瀬戸内海地域の気候の特徴は、いずれの季節風に対しても周防山地や石鎚山地の風下側に あたるため、降水量は少なく、晴天・乾燥が現れやすく穏やかな気候である。

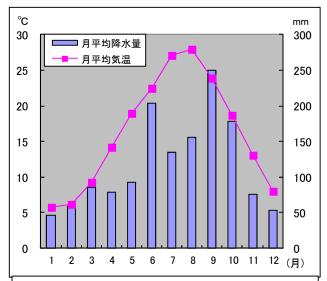
月平均降水量(平成20年(2008)~平成29年(2017)の10年平均値)は、6、9月に多く、そ れぞれ梅雨と台風に伴う降雨である。年間を通じて夏季に月平均降水量が多くなっているが、 7月はやや減少する傾向である。

また、春から梅雨期にかけて海岸部を中心に、濃霧の発生が見られる。

义 各月における平均気温及び平均降水量



(年平均気温 16.4℃、年平均降水量 1,665.4mm)



西条市新田(東消防署)西条市消防本部観測データ (年平均気温 16.3℃、年平均降水量 1,411.9mm)

(3) 人口分布

本市の人口: 110,887人、世帯数: 50,569世帯 (H29.11.1住民記録台帳)

図 地区別人口及び人口密度

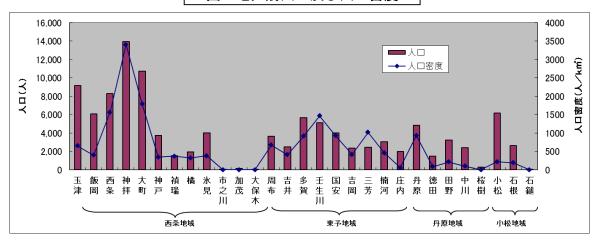
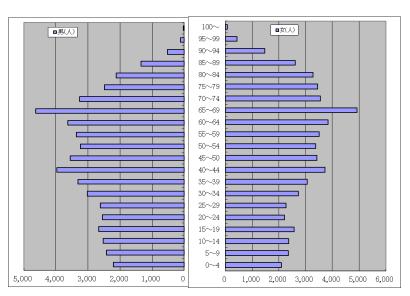


図 年齢階層別人口(平成29年11月1日現在)



男 53, 532 人 総人口 110, 887 人 女 57, 355 人 (48. 28%) (51. 72%) ※ 65 歳以上の高齢者の人口割合は、30. 93%

人口の推移

	平成15年	平成20年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
人口	116, 824	115, 200	113, 859	113, 022	112, 215	111, 745	110, 887
世帯数	45, 330	47, 370	49, 514	49, 741	49, 964	50, 361	50, 569

(11.1住民登録人口)

(4) 道路の位置等

道路は、東西に延びて香川県高松市及び本県松山市に繋がっている四国縦貫自動車道及び国道 11号、本市小松町から北方面に延びる今治小松自動車道及び国道 196号があるほか、本市中野から南方向に延びる国道 194号で高知県いの町と繋がっている。

本市の幹線的な道路のうち主なものは、次の表のとおりである。

主要道路一覧

(単位:m、%)

区分	路線名	市域内の実延長	改良率	舗 装 率
高速道	四国縦貫自動車道	28, 534	100.0	100.0
	今治小松自動車道	11, 567	100.0	100.0
国道	11号(バイパス含む)	35, 136	100.0	100.0
	194号	18, 198	100.0	100.0
	196号	11, 371	100.0	100.0
	西条久万線	41, 473	44. 9	50.4
	壬生川新居浜野田線	22, 312	96. 7	100.0
	壬生川丹原線	11, 182	100.0	100.0
県 道	丹原小松線	8, 675	98. 2	100.0
	西条港線	1, 735	100.0	100.0
	東予港三津屋線	1, 669	100.0	100.0
	壬生川港小松線	261	100.0	100.0
	西条臨港道路	2, 316	100.0	100.0
臨港道	壬生川臨港道路	1, 024	100.0	100.0
価化坦	中央港臨港道路	1, 905. 5	100.0	100.0
	北条臨港道路	2, 758	100.0	100.0

注: 平成 29 年 9 月 13 日現在

(5) 鉄道、港湾の位置等

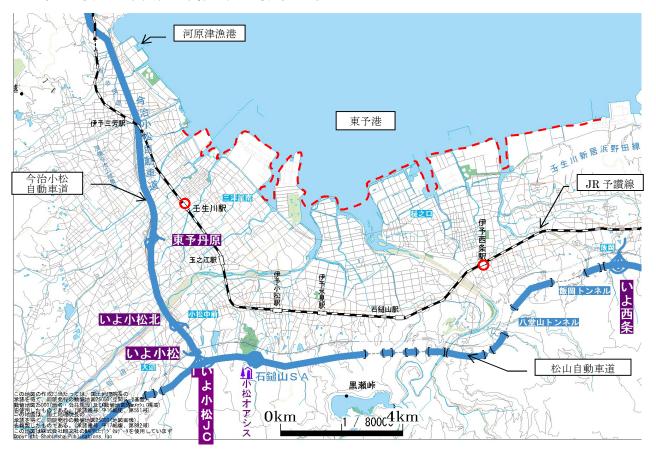
JR予讃線が市の北部海岸沿いを横断しており、市内には、伊予西条、石鎚山、伊予 氷見、伊予小松、玉之江、壬生川、伊予三芳の7駅がある。

港湾は、県が管理する重要港湾東予港を有し、臨海部に立地する工場の原材料及び製品の輸移出入や、阪神地域とのフェリーによる人・物の移出入を中心に、工業・産業活動及び地域の物流を支える拠点となっている。

東予港は、西条市分としては西条地区と壬生川地区とで構成されるが、貨物の輸移出入に利用する公共岸壁は、それぞれ3ヶ所ずつ有している。主な公共岸壁は、西条地区では西ひうち岸壁の延長450m、第1号岸壁の延長270m、壬生川地区では北条岸壁の延長270mがあり、いずれも2,000トンクラスの貨物船が係留可能である。

また、壬生川地区のフェリー専用岸壁は、延長126mを有し、1万トンクラスの旅客船が大阪南港とを1日1便往復している。

図 市内の高速道路、鉄道路線図、港湾位置図等



第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、県国民保護計画において想定されている以下の武力攻撃事態 及び緊急対処事態を対象とする。

なお、事態の想定については、今後も国・県からの情報を踏まえ、関係機関と緊密な連携の下、 さらに研究を進め、市国民保護計画に反映するものとする。

1 武力攻擊事態

(1) 着上陸侵攻

着上陸侵攻は、戦略的に重要な地域を占領するための本格的な侵攻事態であり、成功させるための要件としては、海上・航空作戦での優位を獲得するほか、着上陸侵攻に適した港湾・海岸線等が存在すること、侵攻部隊の戦力を支援する兵站の確保、着上陸させる戦力を有していることなどが必要不可欠な軍事行動であることや本市の地理的条件などから、本市に対し直接的な着上陸侵攻が行われる可能性は低いと考えられる。

(2) 航空攻撃

航空攻撃は、着上陸侵攻に付随する航空攻撃と単独での航空攻撃が想定され、本市を 含め瀬戸内沿岸には、戦略目標となる工業地帯などが位置し、それが攻撃目標になり得 る。しかし、本県の場合は、攻撃対象が点在することから、大規模で、かつ、反復・継 続的に行われる航空攻撃よりも、単発的で地域も限定された攻撃が考えられる。

したがって、本市への航空攻撃は、単発的、自爆的であり、大量破壊兵器と結びつく 可能性の大きい弾道ミサイル攻撃の対処措置と同様に扱うものとする。

(3) 弾道ミサイル攻撃

弾道ミサイルは、重量物を遠くまで投射することが可能であることから、通常の弾頭をもって目標を破壊するだけでなく、NBC弾頭(核・生物・化学兵器)などの大量破壊兵器の運搬手段として使用される可能性がある。弾道ミサイル攻撃は、大都市、政経中枢等戦略的に重要な目標に対して行われるものと考えられるが、本市においても弾道ミサイル攻撃がなされる事態は否定できない。

(4) ゲリラや特殊部隊による攻撃

ゲリラや特殊部隊による攻撃は、我が国に兵力を潜入させて行う不正規型の武力攻撃であり、この攻撃のパターンとして、不正規軍であるゲリラや正規軍である特殊部隊による破壊工作、要人暗殺、政経中枢への急襲などが考えられる。

本県への侵攻のパターンとしては、ひそかに小規模な要員を分散・潜入させて、国内において態勢を整えた後、所定の行動に移す小規模分散型の侵攻が考えられるが、発生する事態については、大規模テロなどの緊急対処事態で扱う事態と類似するものとして扱うこととする。

2 緊急対処事態

市国民保護計画においては、緊急対処事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、基本指針においては、以下に掲げる事態例が対象として想定されている。

(1) 攻撃対象施設等による分類

- ① **危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態** 原子力事業所等の破壊、石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破、危険物 積載船への攻撃、ダムの破壊など
- ② 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態 大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破、列車等の爆破

(2) 攻撃手段による分類

① 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

ダーティボム (一種の放射性物質飛散装置であり、目標箇所に放射性物質を飛散させるため、通常様式で爆発させるもの)等の爆発による放射能の拡散、炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布、市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布、水源地に対する毒素等の混入

② 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ、弾道ミサイル等の飛来